

令和元年度第3回教育委員会定例会 会議録

- ◇ **開催年月日** 令和元年6月6日(木) 16時開会
17時30分閉会

- ◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員(職務代理者)	津曲 貞利
委員	高島 まり子
委員	桃木野 聡
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小倉 洋一	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	森崎 浩文	施設課長	米盛 光明
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課長	下江 嘉誉	保健体育課長	竹之下 浩徳
青少年課長	楠原 豊	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	永吉 眞一	中央学校給食センター所長	川口 孝

◇ **書記**

総務課主幹	堀田 竜也	総務課主査	梅山 寛之
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第12号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕
 - 定第13号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第14号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件
 - 定第15号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱の件
 - 定第16号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱又は任命の件
 - 定第17号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件
 - 定第18号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第19号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件
 - 定第20号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市公民館運営審議会委員（谷山北公民館）の委嘱について〕
- 6 報告事項
 - (1) 旧島津氏玉里邸庭園の管理運営に係る方針について
 - (2) まちなか図書館（仮称）整備事業のスケジュールの変更について
 - (3) 令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書採択について
 - (4) 鹿児島市いじめ問題等調査委員会について
 - (5) 教頭の途中異動について
 - (6) 市議会関係の審議結果等について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和元年度第3回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は、津曲委員が遅れてご出席とのご連絡をいただいておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。本日の会議録署名委員として、高島委員と立元委員を指名します。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議いたします定第13号から第18号、及び第20号議案、報告事項(5)は人事・人選に係る案件、報告事項(4)は、個人情報の保護を要する案件、報告事項(1)(2)は、市議会報告前の案件ですので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思います。また、定第12号議案は、人事異動に係る代決処分案件となっておりますが、6月1日付ですでに発表となっている内容であることから、公開の扱いとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第13号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第14号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第15号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第16号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第17号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第18号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第20号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員（谷山北公民館）の委嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 旧島津氏玉里邸庭園の管理運営に係る方針について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) まちなか図書館（仮称）整備事業のスケジュールの変更について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(4) 鹿児島市いじめ問題等調査委員会について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(5) 教頭の途中異動について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 1 2 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕

承認

教育長 それでは次に、定第 1 2 号議案につきまして、森崎総務課長、説明をお願いいたします。

事務局（総務課長） 議案綴りの 1 ページをお願いいたします。定第 1 2 号議案「代決処分の承認を求める件」は、鹿児島市教育委員会事務局および教育機関の職員の任免について、参照にありますように教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき代決しましたので、同条第 2 項の規定によりましてこれを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。内容につきましては、2 ページをご覧ください。総務課付けで中央公民館に 1 人異動で来ていただいているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質疑はありませんでしょうか。
(なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 1 9 号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第 1 9 号議案につきまして、久保田美術館副館長、説明をお願いいたします。

事務局（美術館副館長） 議案綴りの21ページをお願いいたします。定第19号議案「鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件」でございます。22ページをご覧ください。下の方の（改正理由）のところでございますが、市が展覧会の実施、または企画に参画して開催される展覧会で、市の経費の負担比率が5割を超える実行委員会等が開催するもののために施設等を使用するときの使用料について、規則に規定するとともに、関係条文の整理を行うものでございます。具体的には、23ページの新旧対照表をご覧ください。この左の現行の欄でございます。現在は、市が関係する展覧会で施設を使用する場合の使用料の減免につきまして、2つの規定がございます。まず、第10号、（10）のところですが、市が主催する行事の場合は使用料を免除する旨規定しております。次に、第13号、（13）では、市が参画して開催される展覧会の場合で、ア、観覧料を徴しないものは、使用料を免除。イ、観覧料を徴するものは、使用料の5割相当額を減額する。以上のように、規定をしております。この他に、市が5割を超える経費を負担する実行委員会が使用するときには、イ、の観覧料を徴する場合でも、市の関与が大きく主催に近いという理由から、使用料を免除しているという取り扱いを実際のところしております。現行の規則では、そのことが明確に規定されておきませんので、今回、右の方の改正後の欄の14号、（14）のところですが、この号を新たに加えまして、このことを規則上に明記するところがございます。併せて、関連する部分の文言整理等を行うものがございます。施行日は、令和元年7月1日でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定くださるようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明、新旧対照表23ページが分かりやすいかと思っておりますけれども、ご質疑ございませんでしょうか。

（なしの声）

教育長 よろしいでしょうか。ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

（3） 令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について

教育長 次に報告事項（3）について、下江学校教育課長、説明をお願いいたします。

事務局（学校教育課長） 別紙の報告事項関係資料（3）をご覧ください。「令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」ご説明いたします。今回は、令和2年度から使用する小学校教科用図書及び令和2年度のみ使用する中学校教科用図書を採択することになっております。特に、小学校が来年度からの新学習指導要領全面実施に向けた採択となりますので、新しく教科化された高学年の外国語を含む全教科13種目の教科書を採択することになります。図の中央の鹿児島地区教科用図書採択協議会をご覧ください。鹿児島地区教科用図書採択協議会は、鹿児島市、三島村、十島村の1市2村で構成されます。以下、採択協議会と呼びます。委員数は合計10人です。その下の、鹿児島地区教科

用図書研究委員会をご覧ください。鹿児島地区教科用図書研究委員会は、地区内の学校の管理職、教諭、そして教育委員会事務局職員の中から、研究員を委嘱する予定です。この会では、教科書の調査・研究を行い、②の教科書研究調書を作成し、採択協議会に提出します。次に、採択協議会の左の各小学校では、教科用図書見本の巡回展示を行います。各小学校でも、教科書の調査・研究を行い、③の教科書研究調書（学校意見）を作成し、採択協議会に提出します。採択協議会では、地区教科用図書研究委員会の作成する②の教科書研究調書、各小学校が作成する③の教科書研究調書（学校意見）、そして県教育委員会が作成した④の参考資料などを参考にして慎重に協議いたします。そして、その結果を各市村の教育委員会に報告し、各教育委員会で採択を決定いたします。下の方には、採択に関する日程をお示ししております。採択協議会は、5月、7月中旬、7月下旬の3回実施する予定です。また、8月の定例教育委員会におきまして決定をしていただき、県教育委員会へ結果を報告する予定です。なお、今年度の中学校の教科書採択事務につきましては、平成30年度検定において、新たに合格した図書が無かったため、基本的には、前回の平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うことになっております。前回、平成27年度に慎重に検討されましたので、その時の資料を活用し、第3回の採択協議会で採択案として決定した後、小学校と同様に8月に報告をさせていただく予定でございます。以上で、説明を終わります。

教育長 基本的には今の説明から言うと、具体的に審議するのは、小学校教科用図書、前回、特別な教科道德の教科書について、委員会で採択をしていただきましたけれども、それを除く小学校の教科書が各教科ということで、相当数になりますけれども、この協議会を経て、また教育委員会の方に報告させていただいて採択をいただくということになります。ただいまの説明につきまして、何かお聞きになりたいことがございますでしょうか。

（なしの声あり）

教育長 それでは、次に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(6) 市議会関係の審議結果等について

教育長 報告事項（6）について、小倉管理部長、説明をお願いいたします。

事務局（小倉管理部長） 議案綴りの31ページをご覧ください。報告事項（6）市議会関係の審議結果等につきましてご報告いたします。昨年9月、市議会に陳情第39号として出されておりました、瀬々串小学校の統廃合に反対する陳情につきまして、陳情者が本年4月19日付けで取り下げたことから、5月22日に開催されました市議会臨時議会において取り下げの承認がなされたところでございます。以上でございます。

教育長 この件につきまして、お聞きになりたい事がありましたら、ご質問いただきたいと思います。

(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 それでは最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程についてご連絡いたします。次回の教育委員会定例会は、7月19日（金）16時からを予定しております。以上でございます。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】